

地域型住宅グリーン化事業 計画変更手続きについて

【令和4年度版】

令和4年8月

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

1. 手続きの概要

この地域型住宅グリーン化事業の計画変更手続きは、本事業の令和4年度グループ募集において応募申請された適用申請書について、採択されたグループが申請登録された内容を変更する場合の手続きを定めたものです。本手続きで変更ができる項目は「2. 変更ができる項目」とします。

計画変更は電子申請となります。グループ事務局ツールにログイン後の「計画変更ツール」よりお手続きください。操作方法はツールに掲載されております「計画変更ツール操作マニュアル」をご覧ください。

2. 変更ができる項目

変更の対象となる内容は、以下に掲げる項目となります。

(1) グループに関する計画変更

- ①グループ代表者の情報変更
- ②グループ事務局の情報変更

(2) グループ構成員に関する計画変更

- ①構成員の新規追加（登録済み構成員の別業種への追加を含む。）
- ②登録済み構成員（施工）の情報変更
- ③登録済み構成員（施工以外）の情報変更
- ④登録済み構成員の登録削除

3. 受付期間

受付期間の詳細は評価事務局ホームページ等でご確認ください。

4. グループ構成員に関する計画変更の注意事項

- (1) 構成員は本社（本店）を登録してください。支社や営業所等の単位では構成員になれませんのでご注意ください。
- (2) 施工事業者の新規追加の登録情報のうち補助金活用実績の該当事業名は、長期優良住宅・認定低炭素住宅・ゼロ・エネルギー住宅は以下のaからfまでは補助金の交付実績で判断し、gは交付申請を行った場合でも活用実績「有」とします。
 - a) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算による事業を含む）
 - b) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算による事業を含む）
 - c) 平成29年度地域型住宅グリーン化事業
 - d) 平成30年度地域型住宅グリーン化事業
 - e) 令和元年度地域型住宅グリーン化事業
 - f) 令和2年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算による事業を含む）
 - g) 令和3年度地域型住宅グリーン化事業（補正予算、追加予算による事業を含む）
- (3) 登録済み施工事業者が法人間の合併・買収・分社及び統廃合により、社名や所在地等の変更があった場合は、評価事務局までお問い合わせください。

5. 留意点

計画変更申請で追加しようとする施工事業者が補助対象となる住宅の着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）を行う場合、着工が可能となるのは、計画変更受付期間終了日の翌日以降です。これより前に着工した住宅は補助対象となりませんので十分ご注意ください。

さい。

なお、計画変更申請受付終了日の翌日より後に着工した住宅であっても、採択要件との相違や、変更承認がなされなかったものについては、補助対象となりませんので十分ご注意ください。

6. 問い合わせ先

地域型住宅グリーン化事業評価事務局（一般社団法人木を活かす建築推進協議会 内）
所在地：〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル5階

hyouka@chiiki-grn.jp

※お問い合わせはメールでお願いします。